

私は、一連の八重山教科書問題に、市民として、とても関心を寄せている一人である。そして、私たち市民が知らないところで、何かが決められようとしていたことに危機感を覚えている。

私の記憶では、竹富町教育長の「理解はしているが、納得はしていない」という発言を新聞で読んで、何かが起こっていると認識したように思う。気づいたときには、公民の教科書採択について問題が起こり、住民運動が起こっていた。

私に、その場で、採択方法をめぐって「採択方法を多数決で決めてはならない」と猛反発し、協議の場から退席。そして、与那国町教育長も「多数決は」数の暴力！」の発言。問題点があったとされた初めの教科用図書八重山採択地区協議会（8月23日）でも、無記名投票（多数決）による数で自分たちの意に即したように決まってきたのではないのか？ 規約改正についてもそれが言えるのではないのか？ あらためて、民主主義について考えさせられた。

私たちは、日本国憲法により、思想等々さまざまな自由が認められている。だから、一人ひとり考え方や意見が多様な中、協議において全員合意は、まず難しい。だからこそ、十分な協議があり、最終的に多数決という手法を取るのだと理解している。選挙も多数決ではないのか？ 全員合意を主張する与那国・石垣両教育長の言動は、自分の意に添わない結果が導き出されることに対する詭弁（きべん）のように聞こえて仕方がなかった。

しかし、一度は、教科用図書八重山採択地区協議会で決まったの

等々、聞こえてくるが、その議事録は開示されず、市民には、その詳細はつかめないまま。しかし、委員の構成、採択の方法によっても、導き出される答えは違ってくるのだということは分かる。

そして、市議会でも、党多数（多数決）によって選任された自分が推す「育鵬社」を「民

分たちの政権（主義・主張）を守ることでなく、市民の視点に立ち、不透明な部分が明らかにされることを市議会に期待した。しかし、野党議員から提案のあった調査特別委員会の設置が「内容は明らか」と与党議員多数により否決されたことを新聞で知って、私たち市民は、ただ指をく

を知った。そうか！そういう権利が市民（国民）に与えられているのだ。民主主義社会の国民主権がここにあり、中3の公民で学んだ言葉として知っているだけだった三権分立（立法権、行政権、司法権）が、身近なものとなった。

そして、先日、文科大臣の発言に衝撃が走った。これは、教科用図書八重山採択地区協議会の答申が有効とみなすような発言だ。私たち市民に、いくつかの矛盾点を残し不透明な部分が明らかにされないまま、それが有効だと国に決められようとするのは、民主主義といえるのだろうか？

本当のことが知りたい！

市原 由加里

かと思われた答申である。それを覆すそれなりの理由があったと思うられるが、私たち市民には、その詳細が見えてこない。

石垣市教育長の強引な手法、ルール違反、ルールが三度も変わった、委員の構成員が変わった、初めに育鵬社ありきのシナリオ通り

意」と理解しているという発言。ならば、教育行政を市民に公開することなく、不透明に進めていく手法も民意なのだろうか？ 一方で多数決に反対し、一方で多数決を肯定する石垣市教育長の真意がつかめない。

与党派議員が多数を占める市議会だが、自

わえて見ておくしかないのかと、がくぜんとした。

すると翌日の新聞で、一市民が市教委に対し、8月23日の議事録開示を求めて請求ができること、情報公開条例があること、行政がその責任を果たしているのか問う行政訴訟というものがあること

道府県教育委員会への通達を見つけた。「平成23年4月7日付23文科初第50号」平成24年度使用教科書の採択について（通知）より抜粋、「教科採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手

続きより行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保は、有権者である市民一人ひとりに投げかけられている言葉だと私はとらえている。

大人たちの見解の違い、主義主張の争いと片付けられてはいけな

い。私たち市民の知らないところで何かが決まろうとしている事実を目を向けること。何が起こっているのか積極的に知ろうとすること。健全な民主主義社会は、そこから始まるのだと思う。その責任は私たち大人一人ひとりに課せられている。子どもたちは私たち大人を見ている！

文科省ホームページより文科省からの各都

調査研究によって、適